

伏見台防災会 第3ブロック 高尾台町会「自主防災会」規約

平成24年 6月17日 改正
平成28年12月 4日 改正
平成29年12月17日 改正

第1条 (名 称)

この会は、高尾台町会「自主防災会」(以下「本防災会」という)と称する。

第2条 (事務所の所在地)

本防災会の事務局を、高尾台町会会館に置く。

第3条 (目 的)

本防災会は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、高尾台町会における地震、洪水、大火事、その他の大規模災害による被害の予防及び軽減のため、地域を守れる生きた組織づくりを行い、地域社会とのつながり、結びつきの強化、安心・安全な暮らしを守る地域社会の形成に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

本防災会は、前条の目的を達成するため、伏見台校下防災会及び認可地縁団体高尾台町会と協力して次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 自主防災活動の充実強化に関すること。
- (4) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他地域防災力向上に資する事項。

第5条 (会 員)

本防災会は、認可地縁団体高尾台町会会則第3条に定める区域にある世帯をもって構成する。

第6条 (役 員)

1 本防災会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 実行委員 3名

2 会長は、認可地縁団体 高尾台町会の町会長が兼務する。

3 会長は、本防災会を代表し会務を総括する。

4 副会長は、認可地縁団体 高尾台町会の副町会長が兼務する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

6 実行委員は、「生きた自主防災高尾台(I D P T)」活動メンバーの互選による。

第7条 (会 議)

本防災会に、実行委員会を置く。

第8条 (実行委員会)

1 実行委員会は、会長、副会長、実行委員が構成員となり会務の運営にあたる。

2 実行委員会は、次の事項を審議し実施する。

- (1) 認可地縁団体 高尾台町会の役員会に提出すべきこと。
- (2) 認可地縁団体 高尾台町会の役員会により委任されたこと。
- (3) その他実行委員会が特に必要と認めたこと。

第9条 (組 織)

本防災会に、防災知識・ノウハウの蓄積を図り高尾台町会の防災力を高める役割を担うスタッフ組織である「生きた自主防災高尾台(I D P T)」を設置する。

「生きた自主防災高尾台(I D P T)」活動メンバーは、以下の通りとする。

- (1) 自主性を重んじ高尾台町会会員より公募する。
- (2) 活動は自分こととして、自ら動ける範囲で、自らのために行い、健康面ほか自らが自信を持てなくなった時、助ける側から助けてもらう側の選択を自らが行うものとする。
- (3) 1丁目、2丁目、3丁目よりそれぞれ男性5名以上、女性5名以上、合計30名以上を置く。

第10条 (防災組織の編成及び任務分担)

本防災会は、次の防災組織を編成し任務分担を行う。

- (1) 班単位 ①1丁目班 ②2丁目班 ③3丁目班
- (2) 各班の班長は、認可地縁団体 高尾台町会の各丁目副町会長が兼任する。
- (3) 各班に、次の任務分担を行い I D P T 活動メンバーより選出した担当長1名を置く。
- (4) 各班に、次の任務分担を行い認可地縁団体高尾台町会の役員が兼任する。
 - ① 総務担当 11名(担当長1名を含む)
(総務委員・1丁目班長2名・2丁目班長2名・3丁目班長1名 兼任)
 - ② 情報担当 10名(担当長1名を含む)
(総会計・会計・1丁目班長2名・2丁目班長2名・3丁目班長1名 兼任)
 - ③ 救出救護担当 19名(担当長1名を含む)
(監査委員・公民館委員・美化委員・小中学校地区委員・1丁目班長3名・2丁目班長3名・3丁目班長2名 兼任)
 - ④ 食糧物資担当 23名(担当長1名を含む)
(体育委員・婦人部・子ども会連合会委員・1丁目班長2名・2丁目班長2名・3丁目班長1名 兼任)
 - ⑤ 出動担当 16名(担当長1名を含む)
(除雪委員・防犯委員・1丁目班長3名・2丁目班長3名・3丁目班長2名 兼任)

第11条 (会 費)

本防災会の会費は、認可地縁団体高尾台町会の予算処理を受けることから徴収しない。

第12条 (経 費)

本防災会の運営に要する経費は、認可地縁団体高尾台町会の予算処理による収入をもってこれに充てる。

第13条 (防災訓練の実施)

- (1) 毎年1回以上の防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練実施の費用は、伏見台校下防災会及び認可地縁団体高尾台町会の助成を

受ける。

第14条 （防災資機材等の備蓄及び管理）

- (1) 高尾台中央公園にある伏見台校下防災会第3ブロック高尾台町会、第1防災倉庫・第2防災倉庫・第3防災倉庫及び高尾台1丁目296番地付近遊歩道内にある第4防災倉庫を認可地縁団体高尾台町会と協力して管理する。
- (2) 防災資機材等の備蓄は、認可地縁団体高尾台町会の協力により行う。
- (3) 毎年9月1日に伏見台校下防災会第3ブロック高尾台町会、第1防災倉庫・第2防災倉庫・第3防災倉庫・第4防災倉庫の防災資機材等備蓄品の棚卸を認可地縁団体高尾台町会と協力して行い、防災資機材等備蓄品リストを完備する。
- (4) 防災資機材等備蓄品リストは、各防災倉庫及び高尾台町会会館に完備する。
- (5) 本防災会は、伏見台校下防災会・防災無線室直通のエリアトーク1台を伏見台校下防災会より貸与を受け、会長の自宅に備え付ける。
- (6) 本防災会は、伏見台校下防災会・防災無線室直通のエリアトーク4台を認可地縁団体高尾台町会より貸与を受け、高尾台町会会館事務室及び1丁目班、2丁目班、3丁目班の班長の自宅に備え付ける。
- (7) 認可地縁団体高尾台町会より貸与を受け、認可地縁団体高尾台町会の役員に及び実行委員にヘルメット1個を貸与し管理を依頼する。
- (8) 認可地縁団体高尾台町会より貸与を受け、認可地縁団体高尾台町会の班長に、消火器1基、ヘルメット1個、自家発電機能付ライト&ラジオ1台を貸与し管理を依頼する。

第15条 （避難所における運営管理協力活動）

- (1) 高尾台町会の災害発生時の指定避難場所及び集合場所は、高尾台中学校である。
- (2) 高尾台町会の災害発生時の1次指定避難場所は、高尾中央公園及び的場公園である。
- (3) 指定避難場所・高尾台中学校に支障がある場合は、拠点避難場所である伏見台小学校が避難場所となる。
- (4) 本防災会会員は、避難所における運営管理協力活動を、防災組織構成員を中心に近隣町会会員と協力して行う。
- (5) 避難所における安否確認を行うため、認可地縁団体高尾台町会が管理する世帯台帳及び認可地縁団体高尾台町会・会計及び班長が管理する町会費管理表の提供を受け利用する。

第16条 （規約の改正、その他）

- (1) 本規約の改定は、認可地縁団体高尾台町会・役員会の決議により行う。
- (2) 本規約に定めなきものは、伏見台校下防災会規約及び認可地縁団体高尾台町会会則によるものとする。

付 則 この規約は、平成23年12月11日から実施する。